島根労働局発表
平成２５年９月３０日(月)

| 担当 | 島根労働局職業安定部職業安定課 |
| --- | --- |
| | 課長 芦谷初広 |
| | 課長補佐 山田誠 |
| | 需給調整指導官 景山昭治 |
| | ℡０８５２－２０―７０１７ |

# 原子力発電所で実施される業務について適正な業務請負を図るためのセミナーを開催します

島根労働局は、東日本大震災に伴う復旧・復興関連事業に関連して、被災を受けた地域等におけるがれき撤去作業、除染作業、仮設住宅関連工事及び原子力発電施設改修等工事等に関し、違法な労働者派遣事業、労働者供給事業又は、労働者募集（職業紹介及び委託募集を含む）等を全国的に展開していると推測される事案が散見されており、東京電力福島第一原子力発電所等の施設において、違法事案が発生している現状に鑑み、適正な業務請負を図るため中国電力㈱島根原子力発電所内で作業をしている事業主等を対象に、下記のとおりセミナーを開催しますのでお知らせします。

【適正な業務請負を図るためのセミナー】

１　開催日程
　平成２５年１０月１５日(火)１３：３０～１５：３０

２　場所
　中国電力㈱島根原子力発電所内　管理事務所１号館５階集会室

３　参加対象者
　原子力発電所内で作業している労働者派遣事業主、業務請負事業主等

４　研修内容
　労働者派遣法、職業安定法、労働基準法及び労働安全衛生法等の労働法令に対する正しい理解と適正な業務運営を行ない法令順守に努めていただくための研修内容とします。

【取材についてのお願い】

・取材については、事前に島根原子力発電所へ入構申請が必要です。
　添付の書類により１０月１１日（金）午前９時までに下記までお申込みください。
・取材当日は、１３時１５分までに管理事務所１号館１階ロビーまでお越しください。

取材に関する問い合わせ先
中国電力㈱島根原子力本部広報部まで
電話 0852-82-9093　FAX0852-82-3514

参　考

【目的】

東日本大震災以降、復旧・復興関連事業に関連して、東日本大震災の被災を受けた地域等におけるがれき撤去作業、除染作業、仮設住宅関連工事及び原子力発電施設改修等工事等に関し、違法な労働者派遣事業、労働者供給事業又は、労働者募集（職業紹介及び委託募集を含む）等の労働力需給調整を全国的に展開していると推測される事案が散見されており、福島県、福井県の原子力発電所施設内で、労働者の違法派遣、偽装請負が行われている現状に鑑み、適正な業務請負を図るため中国電力㈱島根原子力発電所内で作業をしている事業主等を対象に違法派遣防止をはじめとする労働法遵守に関するセミナーを開催します。

【研修会の内容】

労働者派遣、請負の違い及び労働基準法等の労働法の正しい知識習得と理解及び法令順守の徹底を目的とした内容。

【参加予定者】

中国電力㈱島根原子力発電所の担当職員及び協力会社の担当者等

【原発のある道県】

１３局１７原発

1. 泊発電所（北海道）
2. 東通原子力発電所（青森県）
3. 女川原子力発電所　（宮城県）
4. 福島第一原子力発電所 5. 福島第二原子力発電所　（福島県）
6. 柏崎刈羽原子力発電所　（新潟県）
7. 東海第二発電所　（茨城県）
8. 浜岡原子力発電所　（静岡県）
9. 志賀原子力発電所　（石川県）
10. 敦賀発電所 11. 美浜発電所 12. 大飯発電所 13. 高浜発電所　（福井県）
14. 島根原子力発電所（島根県）
15. 伊方発電所　（愛媛県）
16. 玄海原子力発電所　（佐賀県）
17. 川内原子力発電所　（鹿児島県）

【労働者派遣法関係法令等】

労働者派遣法とは（労働者派遣法第１条）

この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

**労働者供給事業の禁止**（職業安定法44条）

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

**労働者派遣事業の意義**

「労働者派遣事業」とは、「労働者派遣を業として行うこと」をいい、この「労働者派遣」とは「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」を言います。（労働者派遣法２条１号・３号）

**二重派遣**

派遣労働者が、さらに、派遣先から別の会社に派遣されて指揮命令を受けていれば、二重派遣であり、派遣会社も法違反となります。

**派遣法4条（労働者派遣禁止業務）**

何人も、次のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

①建設業務②港湾運送業務③警備業務④病院等における医療関係業務（一部を除く）

建設業務とは、労働者派遣法４条１項2号では、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務」

**請負とは、**

民法６３２条で「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」と定められています。

**いわゆる偽装請負**

請負であるにもかかわらず、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば偽装請負であり、派遣会社も法違反となります。

**労働者供給**

職業安定法 4 条にて、「労働者供給とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させること」

労働者供給は、労働組合が許可を得て無料で行なう以外は、職業安定法４４条で禁止されています。「何人も法に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない」

これに反した場合は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処せられることになります。（職業安定法６４条）

労働者供給は、労働者を送り出すだけでなく、労働者を受け入れる側も法違反になります。

中国電力島根原子力本部行（ＦＡＸ：０８５２－８２－３５１４）

# 適正な業務請負を図るためのセミナー　取材申し込み

１．本人確認および車両

| 会 社 名 | ふりがな<br>お名前 | 生年月日 | 連絡先 | 車両番号 |
|---|---|---|---|---|
| 記入例<br>○○新聞 | ちゅうでん　たろう<br>中　電　太郎 | S50.1.23 | 0852-12-3456 | 島根 500<br>あ 12-34 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

運転免許証に記載されている漢字で記入してください。（旧字の場合は旧字で記載）

持ち込み物品を☑し，数量を記入してください。

２．持ち込み物品

| 有無 | 物品 | 数量 |
|---|---|---|
| □ | カメラ | 台 |
| □ | TV カメラ | 台 |
| □ | その他取材機材 | 式 |

| 有無 | 物品 | 数量 |
|---|---|---|
| □ | 三脚 | 台 |
| □ | 脚立 | 台 |
| □ | その他<br>(　　　　　　　) | |

※ただし，以下の物品については事前に申請していただく必要はありません。

| 種　類 | 具　体　例 |
|---|---|
| 本人の手荷物および生活に必要な物品 | カバン，手帳，筆記用具，書類・書籍，作業服，衣類，メガネ，傘，化粧品，財布，かぎ，貴重品類，弁当，食品，飲物，薬等 |
| 本人の作業で必要な安全用具 | ヘルメット，安全帯，安全靴，長靴，防寒着，雨具等 |
| 車両常備品 | 車検証，車両取扱説明書，音楽ＣＤ，クッション，ゴミ箱，車両用工具，スペアタイヤ，タイヤチェーン，雪かき用具，曇り止め・砕氷スプレー，輪留め，ロープ，シート等 |

いただいた個人情報は「島根原子力発電所への出入管理」以外には利用いたしません。